



中小企業グループ 地域力向上支援

区内に事業所(事務所・店舗等)を有する中小企業者等が連携し、

「江戸」に関連する

商品の開発や新しい経済活動の創出、地域の賑わいを生み出す取組みをする場合に、経費の一部を補助します。

申請受付期間

令和6年4月22日（月）～令和6年6月28日（金）

対象者

以下ア、イを満たす事業者

ア. 3社以上の事業者

イ. 3分の2以上は区内に事務所・店舗等を有する中小企業者で構成されたグループ

※助成を受けるためには、採択審査(面接)で助成対象として採択される必要があります。

※申請状況に応じて、面接審査の前に書類審査を実施する場合があります。



×対象外となる場合

- ・税金の滞納がある場合（徴収の猶予が認められている場合は除く）
- ・暴力団関係者に該当する場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営んでいる場合

補助対象事業

項目	内容
新製品・新技術の開発	新たな製品・サービスをグループで共同開発する事業
情報化推進	事業者グループ内の事業者や関係者の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発や情報システムの設計、開発、稼働・運用テストなどを行う事業
新たな共同販促	顧客のつながり止めや新規顧客の開拓のため、事業者地域・業界等をPRする事業
地域の賑わいに資する事業	任意のエリア・業界において、地域コミュニティ機能の向上や事業者間連携を促すなど地域経済活性化の基盤を構築することを目的に実施する事業

【申請等について】

- ・国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・新製品新技術開発支援、新販路開拓支援、アトリエ・店舗出店支援と重複して助成を受けることはできません。
- ・親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・一般的な市場価格容に対して著しく高額な場合は対象となりません。

【助成決定後について】

- ・企業情報サイト「たいとう企業ナビ」への登録をしていただきます。
- ・区広報、事業団ホームページ等で企業名・所在地・事業内容等を公開します。
- ・事業団の職員が訪問し、事業の遂行状況等をお聴きします。（事前に日程調整させていただきます。）
- ・翌年度から3年間（年1回）事業の遂行状況報告書を提出していただきます。


留意点

※領収書・通帳の写し等は中間報告・実績報告・助成金確定に必要なため、整理・保管を事業実施と同時並行で進めてください。

2024年
4月1日
～
2025年
2月28日
までに支払いが完了し実績報告の提出ができる経費が対象

（申）（台）
OR   申請要件確認

窓口または電話にて申請要件に該当するか、職員が確認します。



（申）（台）
 専門家面談
(必須・1回のみ)

- 1. 事業計画書*
 - 2. 事業収支計画書*
 - 3. 各企業さまの事業内容がわかるパンフレット等
- に基つき、申請事業について専門家がヒアリングをします。
*本紙3ページ「申請時提出書類」の表「2」の書類



（申）
2024年
6/28 助成金交付申請
締切 申請書類を郵送またはご持参にて提出

令和6年6月28日までに申請書類（3ページ記載）を、郵送（必着）または持参にてご提出ください。
締切日時までに全ての提出書類が不備の無い状態で揃っていない場合、受理ができないため、お早めの申請を推奨いたします。

（台）
7月  書類審査～合否通知
※申請状況に応じて実施 

申請状況に応じて、書類による審査を行います。
※実施した場合は、合否が決定次第郵送で通知します。

（申）（台）
7月～
8月  面接審査

申請事業について、申請者からの説明および審査委員との質疑応答を行います。具体的な日時・場所は書類審査合格者へ郵送で通知します。
※書類審査を実施した場合は、通過者のみ

（台）
8月～
9月  採択・不採択通知

面接審査の内容を踏まえ、採択企業を決定します。合否が決定次第郵送で通知します。

（申）
10月  進捗報告・企業訪問


申請内容について企業訪問および中間報告を行います。
企業訪問では、担当の中小企業診断士がお伺いします。

（申）
2025年
2/28 申請事業の完了
締切

- 令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）に支出が完了するものが対象です。
- 締切日時までに全ての提出書類が不備の無い状態で揃っていない場合、受理ができないため、お早めの申請を推奨いたします。

（申）
2025年
3/10 実績報告書提出
締切

令和7年3月10日までに「実績報告書類」を郵送または持参にて提出・助成金の交付のためには、申請事業・経費の支払いが完了している・実績報告書が不備の無い状態で提出されていることが必要です。

（台）
 実績報告の審査

令和7年3月10日までに「実績報告書類」を郵送（必着）または持参にて提出
実績報告内容を審査し、不備等が無い場合、実績報告提出より約1か月後に助成金を指定の口座に振込します。

約1ヵ月

（台）
 助成額確定・助成金交付

実績報告内容の審査が終わり次第、グループ代表さまの口座にお振込みいたします。

補助対象経費

※令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）に支出が完了するものが対象です。

	経費区分	対象経費
補助限度額 100万円 補助率 対象経費の 2/3以内	人件費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇用するアルバイト代など
	広告宣伝費	パンフレット・チラシ等の製作費、広告費
	リース料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料
	開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料・設計・デザイン・製造・改良などの経費
	展示会出展費	新商品等を展示会等に出展する際の経費
	備品費	業務の遂行に必要な備品（機器等）の購入に要する経費 ※10万円以上のものに限る
	委託費	業務の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託する経費
	店舗改装費	業務の遂行に必要な店舗等の改装にかかる経費
	その他経費	業務の遂行に必要な許認可・保険にかかる経費

申請時 提出書類

1	台東区内に事務所・店舗等を有することが確認できる書類（台東区の構成員分） 【例】登記簿謄本の写し【発行後3か月以内のもの】（法人）／開業届の写し（個人事業主）
2	所定申請用紙（4点）※台東区役所のウェブサイトよりダウンロードしてください 一. 補助金交付申請書（第1号様式） 三. 事業収支計画書（第1号様式 別紙2） 二. 事業計画書（第1号様式 別紙1） 四. 誓約書（全ての構成員分、ご提出ください）
3	事業収支計画書に計上した経費の金額の根拠が分かるもの（見積書など）
4	【補足資料が必要な場合のみ】 申請事業の補足資料（A4サイズ 片面5ページ以内）
5	全ての構成員分の下記①（税務署で取得）または②（都税事務所で取得） 法人 ①直近の法人税の納税証明書（その1） ②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得 個人事業主 ①直近の所得税の納税証明書（その1） ②直近の個人事業税の納税証明書 ※法人税の納付義務がないなど提出が難しい場合はご相談ください。

お問合せ・お申込み先

台東区文化産業観光部産業振興課「中小企業グループ地域力向上支援」事業担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL：03-5829-4124

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

FAX：03-5829-4127

URL：https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyokeiei/jigyoudan/jyosei/group.html

